

令和4年度 四国総合通信局重点施策

四国から全国へ、ボトムアップでの成長に向けたICT政策の推進

四国総合通信局は、四国のデジタル田園都市国家構想実現に向けて、デジタル基盤整備、5G等高度無線システムを活用したDX推進や研究開発支援、安全・安心な ICT 利用環境の確保、災害に強い地域づくりに向けた通信・放送インフラの防災・減災対策を推進します。

1 デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の推進

「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けて、デジタル基盤整備、5G等高度無線を活用したDX推進、誰ひとり取り残さないデジタル活用支援など四国のデジタル実装を推進します。

(1) デジタル基盤整備の推進

中山間地域等における光ファイバ網整備に係る取組や5G エリア拡大支援、携帯不感対策支援を通じて、移住・定住の促進やスマート農業等の産業利用、遠隔医療・遠隔教育など地域振興につながる利活用の観点も含めたデジタル基盤整備を推進します。

(2) 5G等高度無線システムの実装支援

ローカル5Gなど高度無線システムの実装を促進し地域の成長を実現するため、通信キャリア・ベンダー、情報通信関係団体等と連携し、高度無線システムの導入を伴走型で支援する体制を構築するとともに5G等高度無線システム実装支援を行います。

(3) 四国発 ICT 研究開発支援

Beyond5G 研究開発促進事業等への四国発ICT研究開発案件の組成を支援します。四国管内の研究者との連携強化を目的として、四国情報通信懇談会 ICT 研究交流フォーラムと協働しながら四国管内における研究交流促進の取組を進めます。

(4) デジタル活用支援

誰ひとり取り残されることなく、誰もが利便性を享受できるデジタル社会の実現に向け、高齢者等へのデジタル活用支援や情報リテラシーの向上を図ります。

(5) スマートシティの推進

データ利活用やスマートシティの推進等に取り組む自治体に対して、補助事業やアドバイザー派遣等により支援を行い、地域のデジタル化を促進します。

(6) テレワークの普及推進、ICTによる働き方やビジネスの変革推進

働き方改革の推進や多様な人材確保を実現するテレワークの普及やICT導入を進めるとともに、サテライトオフィスの整備やワーケーション等の取組を推進します。

(7) 地域の情報発信力の強化・人材の育成

映像コンテンツを有効かつ効果的に制作・発信できる人材の育成及び地域コンテンツの流通促進をもって、地域創生につなげます。また、四国情報通信懇談会等と協働し、四国におけるDXの推進等に資するICT人材育成の取組を支援します。

2 安心・安全なICT利用環境の確保

ネットワークを安心・安全に利用できるよう、サイバーセキュリティの確保や青少年のインターネットリテラシー向上に取り組めます。また、電波を良好な環境で安心して利用できるよう周知・啓発を行うとともに、特に医療分野における電波利用を促進します。

(1) サイバーセキュリティの強化

地域に根付いたセキュリティコミュニティを形成し、最新のセキュリティ動向やサイバー攻撃対策に関するセミナーの開催、インシデント演習の実施、サイバーセキュリティに関する情報発信等を通じて、四国地域におけるサイバーセキュリティへの関心を高め、すべての人々がサイバー空間を安心安全に利用できるよう取り組みます。

(2) 安心・安全な電気通信サービス利用環境等の確保

青少年や消費者が安心して電気通信サービスを利用できるよう、地域の関係団体との連携を強化し、安心安全の利用環境の整備及びインターネットリテラシーの向上に取り組めます。また、携帯電話販売代理店の運営の適正のために、ルールの構築等に取り組めます。

(3) 電波利用環境の確保

安心・安全な電波利用推進のための周知・啓発、技術基準不適合設備の流通抑止などの取組を強化します。また、四国地域の医療関係機関と連携し、「四国の医療機関における電波利用推進協議会」の活動への支援や協働を通じて医療分野における電波利用を促進します。

(4) 重要無線妨害の迅速な排除

人命財産等にかかる重要無線通信に混信妨害が発生した場合は、迅速に排除します。

3 通信・放送インフラの防災・減災の推進

南海トラフ地震等に備え、災害対応の即応性の強化を図るため、通信・放送事業者、政府系地方機関、自治体、陸上自衛隊・海上保安庁との連携強化に努めます。

(1) 災害時における通信事業者・放送事業者との連携

大規模災害時に迅速かつ効率的に通信・放送設備を復旧し通信・放送サービスが確保できるよう通信・放送事業者と連携し、関係機関との訓練や、災害時の通信・放送サービスの早期復旧に向け体制の強化を図ります。

(2) 災害時に使用する移動通信機器等の貸出し

災害時の通信手段を確保するため、希望する自治体等に対し必要な移動通信機器・移動電源車の貸出を行います。

(3) 災害時における臨時災害放送局の放送機器の貸出し及び開設支援

災害時に被害情報や避難情報等を地域住民に確実に提供するため、必要な放送用の機材等の貸出しを行います。また、平時から南海トラフ地震等への備えとして、自治体からの要請等より送信場所の検討や電波伝搬調査に協力しつつ、災害時に、円滑に臨時災害放送局の開設出来るよう関係機関との体制構築に取り組みます。